

韓国知的財産ニュース 2019年10月前期

(No. 400)

発行年月日：2019年10月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁、中小企業の特許手数料減免制度を大幅に改善
- 1-2 特許庁、規制のサンドボックス支援向け特許制度を施行
- 1-3 特許法の改正案に関する公聴会を開催

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、WIPO 総会の期間中に高官級会談を開催
- 2-2 10月11日、「2019 青年 Dream 就職フェア&知的財産フェスティバル」開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 大韓民国の政府ロゴマーク、許可なしの無断使用に注意！

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 ハングルを美しく、ハングル字体のデザイン出願が活発
- 4-2 第4回優秀なハングル商標の選定

その他一般

- 5-1 人体臓器をチップ上に、動物実験に代わる臓器チップの開発が活発
- 5-2 高齢者向けのリハビリ補助機器の特許出願が急増
- 5-3 家畜伝染病の対応に向けた診断技術に関する特許出願が増加

法律、制度関連

1-1 特許庁、中小企業の特許手数料減免制度を大幅に改善

韓国特許庁 (2019. 10. 7)

中小企業であれば、減免申請や証明書類の提出なしに手数料を減免

特許庁は中小企業の特許、実用新案、デザインの出願料、登録料などの減免をより簡単に受けられるように、中小企業の手数料減免制度を大幅に改善し、即時に施行すると発表した。

現在特許庁は中小企業に対し、出願料、審査請求料、最初3年分の特許（登録）料などは70%を減免、4年分からの特許（登録）料は50%を減免している。

これまで中小企業は手数料の減免を受けるために、出願料、登録料などの手数を納付するたびに減免を申請し、中小企業であることを証明する書類を、中小ベンチャー企業部などから発給して、提出しなければならない不便があった。

特許庁は、このような中小企業の不便を解消するために、中小ベンチャー企業部と中小企業の情報を共有する方策について協議した末に、企業情報が提供されるようになり、これを基に中小企業情報確認システムを構築し、特許庁の職員が直接システムを通じて中小企業の可否を確認し、手数料を減免するよう改善した。

今回の制度改善で、中小ベンチャー企業部から中小企業確認書の発給を受け、中小企業確認の有効期間内にある企業であれば、別途の証明書類を提出しなかったり、制度が分からず減免申請をしなくても、手数料の減免恩恵を受けることができる。

これにより、中小企業が出願・登録している毎年11万5,000件余りの特許、デザインなどで、中小企業は証明書類の発給・提出にかかる時間と費用を節約することができると期待される。

また、証明書類の未提出や誤提出による特許手続きの遅延を防止し、中小企業が迅速に特許権を獲得できるように支援する。

特許庁情報顧客支援局長は、「今回の制度改善は、政府部処間の情報共有と協業を通じて、顧客の利便性を高めようとする政府イノベーションの良い事例であり、中小企業がわず

らわしい行政手続きを気にせず、企業の経営により集中できると期待している」と述べた。

さらに、「今後も、中小企業を含む様々な特許顧客が、簡単で便利に特許手続きを進めるよう、顧客サービスの死角を探し、利用者向けサービスを持続的に改善して行きたい」と伝えた。

1-2 特許庁、規制のサンドボックス支援向け特許制度を施行

韓国特許庁 (2019.10.10)

規制特例の技術に対し、迅速な特許審査・審判遂行 および特許紛争の調停を積極的に支援

特許庁は、政府レベルで推進している規制のサンドボックス事業を積極的に支援するために、優先審査、迅速審判の対象拡大などを主な内容とする、特許支援制度を施行すると発表した。

規制のサンドボックス政策は、国務調整室が総括し、産業部、科学技術情報通信部、中小ベンチャー企業部および金融委員会などの主管部処が、従来の規制にもかかわらず、新技術・新産業への挑戦を可能にするために、一定の条件下で規制を免除・猶予する制度である。

規制特例を申請した企業、個人などは、申請機関で「規制特例申請確認書」を発給し、特許庁に提出すると、優先審査、迅速審判の対象として認められ、速やかな審査と審判を受けることができるようになる。

規制特例に関する技術の優先審査を申請すると、2ヵ月以内に特許の可否について判断を受けることができ、一般の特許審査（平均10.8ヵ月、2018年基準）より早く権利化ができるようになる。

また、特例事業を進める過程で、他人が自分の特許権が侵害されたと主張する場合、特例事業者は迅速審判を申請し、権利侵害の可否についての判断を速やかに（3ヵ月以内）受けることができると同時に、産業財産権紛争調停を申請し、当事者間の合意を通じて、安い価格で迅速に紛争を解決することができる。

特許庁特許審査企画局長は、「特許庁の規制のサンドボックス支援制度を通じて、規制特

例技術を迅速に権利化することができ、権利紛争が発生した場合には、早急な解決で、イノベーション企業の創業と事業の成功的な位置づけに役立つと期待される」と述べた。

1-3 特許法の改正案に関する公聴会を開催

韓国特許庁 (2019.10.14)

特許侵害に対する損害賠償額算定の現実化に向けた方策を議論

10月15日午後2時、特許侵害に対する損害賠償額の算定を現実化するための特許法の改正案に関する公聴会が、中小企業中央会第1大会議室（ソウル市汝矣島）で開催される。この公聴会は、共に民主党のパク・ボムゲ議員室、特許庁、中小企業中央会の共同主催で開催される。

現行の特許法によると、生産能力が不足している特許権者は、特許侵害をされても十分な損害賠償を受けられない問題がある。侵害者が特許侵害で得た利益に基づいて損害賠償額を算定する規定があるものの、特許権者の生産能力により損害賠償額が制限され、実効性が薄いと指摘があった。

このような問題を改善するために、パク・ボムゲ議員が代表発議した特許法の改正案が、現在国会で係留中である。改正案の趣旨は、特許権者の生産能力に関係なく、侵害者が特許侵害で得た利益に該当する損害賠償を受けられるようにすることである。

今回の公聴会は、改正案に対する各界の意見を収集し、損害賠償の現実化に向けた最善の方策を講じるために行われる。

そのため、中央大学教授、成均館大学教授、韓国法学院研究委員、韓国知識財産協会事務局長、中小企業中央会製造革新室長、特許庁産業財産保護政策課長が熱い討論を交わす予定である。

特許庁産業財産保護協力局長は「今回の改正案は、革新的な中小企業とスタートアップの成長エンジンの確保に役立つと予想している」としつつ、「この公聴会を通じて、多様な意見を収集し、より発展した案を導き出す機会になることを期待する」と伝えた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、WIPO 総会の期間中に高官級会談を開催

韓国特許庁 (2019. 10. 4)

第59次世界知的所有権機関 (WIPO ; World Intellectual Property Organization) (※) 加盟国総会に、韓国の首席代表として参加した特許庁次長は、9月30日から10月2日にかけて、シンガポール、ラオス、インド、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ブラジル、米国、欧州特許庁 (EPO)、フランス、スウェーデンなど、10の特許庁と連鎖的に会談を行い、知財権分野における協力方策について議論した。

※WIPOは国連傘下の16専門機構の一つで、知的財産分野の全般を総括する国際機関である。WIPO加盟国総会は191ヵ国の加盟国の特許庁長が参加し、特許制度の調和、発展途上国に対する技術支援など、知的財産関連の主要国際懸案について議論する場として、毎年9月から10月中に、WIPOの本部が位置するスイスのジュネーブで開催される。

特に、今回の総会をきっかけに、政府レベルで行われている新南方政策を、知財権分野で本格的に展開するための韓-ASEAN協力が、より堅固となった。

まず、メコン国 (※) の一つであるラオスと、知財権分野における包括的協力MOUを締結することで、ラオスを含むASEAN国家の知的財産能力開発に向ける、協力パートナーとしての韓国の役割がさらに強化された。

※最近数年間、年5~7%水準の高速経済成長を上げているメコン川流域の5地域であるミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムなどを称する。

また、ASEANで最も革新的な知的財産政策を行っているシンガポール特許庁は、知的財産の事業化に関する韓国の経験の共有を要請し、11月に開催される韓-ASEAN特別首脳会談と連携して開かれる予定の韓-ASEAN特許庁長会談の開催にかかわって、全面的に協調することを約束した。また、韓国代表団はタイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジアなどとも次々と会談を行い、「韓-ASEAN知財権協力共同宣言」の採択など、知財権協力の成果を最大化するための方策を議論し、同会談に対するASEAN加盟国の支持を確認した。

これと同時に、代表的な新興市場で、韓国企業の知財権の協力需要が高いブラジル、インドと二国間会談を開催し、現地に進出する韓国企業に対する、友好的な知的財産環境

の構築方策についても議論した。

韓国とは初めて知財権分野の高官級会談を行ったインドは、優秀な知財権システムを備えた韓国との協力意志を表明した。そして、両国は年内に協力体系の構築、協力可能分野の発掘などを終え、2020年から本格的な知財権協力を進めることに合意した。

特許登録にかかる期間が長いとの理由で、韓国企業の特許協力を特に強く求めてきたブラジルとはPPH（※）、特許行政自動化などの協力分野を明示している、「韓－ブラジル包括的知財権協力MOU」を締結した。韓－ブラジル間のPPHが施行されると、現在、7～8年以上かかっている特許権確保までの期間が、1～2年以内に大幅に減少すると見込まれる。

※特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway）：PPHを施行すると、韓国の出願人が相手国で特許をより簡単に迅速に登録できる。

韓国型特許行政システムの導入が進められている中東のアラブ首長国連邦およびサウジとも、新たな協力が展開された。

まず、アラブ首長国連邦とは「人工知能に関する包括的協力MOU」を締結した。現在本格的な議論が進められている人工知能の特許行政の導入、人工知能関連発明の保護などに関する協力を進めることにしたもので、未来志向的な知財権協力の足場を立てたと評価される。

サウジとは、韓国が参加して行われている、サウジ国家知的財産戦略の樹立事業に関する今後の履行方策について議論した。サウジ側の費用負担で現地に派遣されている韓国知的財産専門家13人が進めているこの事業の進行状況に、サウジは感謝の意を表明し、弁理士制度の導入、特許行政情報システムの開発など、具体的な成果を導き出すため、韓国側に持続的な協調を要請した。

一方、米国特許庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）との高官級会談を通じて、新技術（New Emerging Technology, NET）と人工知能（AI）に関する協力を強化していくことに合意し、フランス、スウェーデンとの会談では、イノベーションに貢献する知財権の役割に対する議論を強化していくことを約束した。

特許庁長は、「今回の総会の期間中に、韓国との会談を求める国家が多かったのは、知財権分野での韓国の存在感を証明することである」とし、「今回の協力成果が、11月の韓－ASEAN特別首脳会談と連携して行われる韓－ASEAN特許庁長会談の成功と、新興市場の知

財権環境の改善による、韓国企業の現地進出の活性化に貢献することを期待している」と述べた。

2-2 10月11日、「2019 青年 Dream 就職フェア&知的財産フェスティバル」開催

韓国特許庁 (2019.10.10)

済州地域の若者の就職・創業、知的財産で導く！

特許庁は、済州道とともに10月11日午後2時、済州大学のAra Convention Hall（済州道西帰浦市）で、「2019青年Dream就職フェア&知的財産フェスティバル」を開催する。

これまでの済州道の主力産業は、観光および再生可能エネルギー分野であったが、最近ではブロックチェーンと電気自動車の技術を重要事業として進めている。また、IT・BT産業を育成するための第2先端科学技術団地の造成を計画するなど、技術基盤の産業構造への変化を図っており、開発された新技術を権利化し、保護する知的財産の重要性が増大している。

これを受け、特許庁と済州道は、済州地域の特性化高校生および大学生など、未来の就職者・創業者の知財に対する認識を向上し、知財を基盤する就職・創業支援を活性化する必要があるという点に合意し、毎年それぞれ行われていた「済州知的財産フェスティバル」と「青年Dream就職フェア」を合同で開催することにした。

10月11日午後1時から6時まで行われる今回のイベントでは、優秀な特許技術である「消防防災ドローン」の試演を始めに、多彩なプログラムが行われる予定である。

まず、「特許庁長とともにする創業とIPトークコンサート」で、特許庁長と済州地域の若者創業者および企業家が一堂に会し疎通しつつ、創業する際の知的財産の重要性を共感する時間と、特許庁の多様な知財支援政策を紹介する時間を設ける予定である。

また、「IP採用Zone」と「Dream採用Zone」が用意されており、知財基盤の7企業を含む道内外の24企業が現場採用を実施するほか、約40の企業および就職・創業支援機関が、求職者向けに自己紹介書および履歴書のコンサルティング、職適の模擬検査などのサービスを提供する。

イベントの期間中に進められるセミナー（主題：第四次産業革命時代の知的財産と雇用創出）では、済州地域の産業構造と知的財産の現状分析を基に、済州道の知的財産基盤

の雇用創出方策を模索する。

この他にも、「特許共済」、「IP担保融資」などの特許庁の支援事業と、知的財産基盤企業の成功事例を紹介する説明会も行われる予定であり、イベントに参加する済州地域の企業家に、有益な情報を提供できると期待されている。さらに、知的財産に対する済州道民の関心を高めるために、優秀な発明（特許）製品の展示・体験イベントおよび知的財産に関する常識クイズショーの「IPゴールデンベル」も行われる。

特許庁長は、「第四次産業革命時代における創業と就職のキーワードは、「革新型創業」と「創意的人材」であり、これは知的財産と不可分の関係にあるという点で、二つのイベントのコラボレーションは大きな意味がある」とし、「特許庁は、今後も持続的な政府イノベーションを通じて、韓国企業が知財を基に新たな成長エンジンを創出し、質の高い雇用を生み出す政策を積極的に進めていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 大韓民国の政府ロゴマーク、許可なしの無断使用に注意！

韓国特許庁（2019. 10. 15）

不正競争防止法の違反行為と判断される場合、是正勧告および刑事処罰の対象に

最近、民間で関係部処の許可なしに政府ロゴマーク（※）を商品に表示することや、製品の一部のデザインとして使用するなど、大韓民国（韓国）の政府ロゴマークを商品に無断使用する事例が相次いでいる。

※韓国の政府ロゴマーク



대한민국정부

しかし、このような政府ロゴマーク（※）の無断使用は、政府および政府ロゴマークに対する信頼性の低下につながり、政府イノベーションのエンジンが減速する問題がある。

※政府ロゴマークは韓国3府（立法・行政・司法）の中、行政府を表象する象徴として韓国の政府を表示したり、各級の国家行政機関がその期間の名称とともに表示し、行政府

の同一性を表すために使用されている。これは2016年3月29日、「政府旗に関する公告」において公表された。

これに関連して特許庁は、政府ロゴマークを商業的に使用して健全な取引秩序を損なう場合、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の規制対象となり、政府ロゴマークの使用に注意が必要だと発表した。

具体的には、(1) 政府ロゴマークを商標として使用する場合、国旗・国章などの使用禁止に関する規定の違反行為に該当し、(2) 政府ロゴマークが使われた商品が、政府商品や政府が後援した商品として誤解される場合、商品主体・営業主体の混同行為に該当し、(3) 政府が品質を保証しているかのように使用する場合、品質誤認行為に該当するため、政府ロゴマークを無分別に使用してはいけない。

上述の不正競争防止法の違反行為は、行政調査および是正勧告の対象になるとともに、是正勧告とは別途の刑事処罰の対象にもなり、3年以下の懲役や3,000万ウォン以下の罰金が課せられる可能性がある。

特許庁産業財産保護協力局長は「政府ロゴマークは、行政府の同一性を表す標識であると同時に、不正競争防止法上の国旗・国章などの使用禁止に関する規定の保護対象でもあるだけに、政府ロゴマークの無断使用は不法行為として処罰されるため、注意する必要がある」と述べた。

不正競争行為が疑われる場合、特許庁に通報することができる。詳細な問い合わせおよび通報は、特許庁産業財産調査課（電話042-481-5190、jyg2743@korea.kr）、韓国知識財産保護院（電話02-2183-5837、5837@koipa.re.kr）まで。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 ハングルを美しく、ハングル字体のデザイン出願が活発

韓国特許庁（2019.10.7）

企業・自治体など、ハングルの造形美を表現した字体の活用が活発

ハングルで書かれた BTS の歌が世界中に鳴り響き、全世界に「ハングル勉強」のブームが広がっている中、ハングルが持っている造形美を個性的に表現したハングル字体のデザイン出願が増加していることが分かった。

訓民正音頒布 573 年を迎え、特許庁でハングル字体のデザイン出願動向を分析したところ、ハングル字体をデザイン権利として保護し始めた 2005 年以後から現在まで、計 852 件が出願され、この中、584 件が登録されたことが分かった。詳しくは、導入初年の 2005 年には 6 件に過ぎなかった出願件数が毎年増加し、2011 年には 97 件と最大出願件数を記録し、15 年間に年平均 57 件が出願されるなど、着実に増加している。同じ期間における英文と数字の字体の年平均出願件数が、それぞれ 37 件と 27 件であることに比べると、著しい成長傾向である。

ハングル字体の開発と出願が増加した最も大きな原因は、企業と機関、自治体が自らのアイデンティティを最も効果的に表現できる専用字体の需要が増加したためである。さらに、「フォントはフリー」という過去の認識を変え、字体を使うためにも費用を支払わなければならないという社会的認識の変化に加え、個人が字体を簡単に購入できるインターネットプラットフォームの充実も影響していると分析される。

一方、資本と人材が足りない個人の字体デザイナーの場合、クラウドファンディングを通じて、新たな字体に対する大衆の関心を引き起こし、字体の開発費用を補っており、注目を集めている。

※クラウドファンディングは、大衆を意味する「クラウド (Crowd)」と、資金調達を意味する「ファンディング (Funding)」を組み合わせた言葉で、資金を必要とする需要者がオンラインプラットフォームなどを通じて、不特定多数の大衆から資金を募ることを意味する。

ハングル字体の開発と普及の拡大は、ハングルが読んだり、書いたりする文字としての情報伝達の手段を超え、美的・造形的価値を内在しているデザインとしての社会的価値の実現、そして企業ブランドのイメージ向上および自治体の広報に至るまで、その活用の範囲が広がっていることを意味する。

GS Caltex は三・一独立運動と大韓民国臨時政府の樹立 100 周年を記念し、アン・ジュンゴン、キム・グなどの独立運動家の筆跡を再構成した「独立書体」を制作および普及し、韓国の国民から高い関心を集めている。CJ CheilJedang と Harim は食品の特性を手書きで表現した、「CJ の味わい体」と「Harim 新鮮体」を開発し、自社製品のマーケティング

イングに活用している。ソウル市は漢江（ハンガン）と南山（ナムサン）の名称を付けた「ソウル書体」を開発し、道路および地下鉄駅の表示板、住民センターの懸板などに使用しており、済州市は火山島と玄武岩の質感を表現した、「済州書体」を通じて、済州のみの文化的固有性を効果的に表現している。

特許庁商標デザイン審査局長は、「企業は自社のアイデンティティの強化とイメージ統合のために、自治体は地域商品および観光コンテンツなど地域ブランドを広報するために、ハングルが持つ造形的特徴を積極的に活用すると予想され、これにより今後も多様で個性のあるハングル字体のデザイン出願が増えると見込まれる」と述べた。

4-2 第4回優秀なハングル商標の選定

韓国特許庁（2019.10.10）

特許庁は、訓民正音頒布573年のハングルの日を迎え、第4回優秀なハングル商標を選定し発表した。

本イベントは、ハングル商標の使用を活性化するために、文化体育観光部と国立国語院が後援し、特許顧客が参加して行われた。

文化体育観光部長官賞である「美しい商標」には「ウリアギゾウンナル（うちの赤ちゃんの良い日）」、特許庁長賞である「きれいな商標」には「チェセウム（建物を建てる）」が選定された。国立国語院長賞である「情を感じる商標」には「イスルチョン（露村）」、「ファクキェミョン（ぱっと覚める）」、「ヨルドゥイプ（十二の葉）」、「トウィサニャン（暑さ狩り）」および「ビングレ（にっこり）」が選ばれた。

このイベントは、外国語の商標または無分別なデジタル略語、隠語・俗語などが社会全体に溢れている中、優秀なハングル商標を発掘・授与することで、親近感があり、呼びやすい洗練されたハングル商標の使用を奨励するために行われた。

今回の優秀なハングル商標の募集には計90件の応募があり、特許庁の要件審査を経て、国立国語院が推薦する国語専門家が参加する審査（規範性および斬新性）と、特許顧客の投票をまとめて確定した。

授賞式は、10月15日（火曜）午後2時（予定）に、政府大田庁舎で行われる予定である。

その他一般

5-1 人体臓器をチップ上に、動物実験に代わる臓器チップの開発が活発

韓国特許庁 (2019. 10. 4)

バイオ技術とIT技術が融合した、人体臓器チップに関する出願が増加傾向

最近、化粧品・新薬開発のブームにより、年間約400万匹（2018年に372万匹）の実験動物が犠牲されているが、人体と動物の疾病様相と毒性反応には差があり、これまでの動物実験は予測可能性の面で限界があった。このような動物実験の限界を乗り越える代替試験方法として、人体の生理的特性を的確に再現した臓器チップ（organ on a chip）が大きな注目を浴びている。臓器チップ技術は血管、肺、肝など人体の臓器を構成する細胞を三次元に培養し、電子回路が形成された微細流体チップの上に置いて、実際の人体と同様の生態環境を模倣することで、薬物に対する反応性を試験する技術である。

特許庁によると、2009年には14件に過ぎなかった特許出願は、欧州連合（EU）が倫理問題を理由に、動物実験を経た化粧品の製造・販売を禁止した2013年を皮切りに25件、2014年には41件、2015年には45件、2016年は67件、2017年は77件に増加した。まだ未公開の特許が存在している2018年を除くと、2017年には2013年に比べ、特許出願が3倍まで増えたことが分かった。

技術別出願現状では、細胞を三次元に培養して増殖する培養技術に関する出願が23%（93件）と最も多かった。これは臓器チップを通じて、人体内の薬物反応を信頼できるように予測するためには、臓器別の立体構造と生理的特性をそのまま再現した細胞の培養は必須であり、関連出願が活発に行われているとみられる。

続いて、三次元細胞培養の素材と装置に関する出願がそれぞれ20%（79件）と18%（74件）、チップ上に具現したセンサー装置に関する出願が12%（49件）、臓器チップを利用した薬物試験方法に関する出願が10%（36件）と調査された。

出現人を類型別に見ると、大学が198件で49%を占めており、外国企業が20%（82件）、中小企業が15%（60件）、研究機関が9%（35件）の順で、韓国の大学と外国企業の出願割合が高かった。その原因は、米国などの主要国では、特定の疾病モデルの臓器チップがすでに常用化されている一方、韓国では基礎研究段階にとどまっているためと分析される。

特許庁バイオ審査課長は「臓器チップ技術は、動物実験の倫理的論争を避けられるだけでなく、カスタマイズ型医薬を話題としている新薬開発の重要技術として注目されており、大学や研究所に拠点を置いているスタートアップも、臓器チップ関連の特許ポートフォリオを体系的に構築し、知財権に基盤する強小企業として成長する土台を整えなければならない」と強調した。

5-2 高齢者向けのリハビリ補助機器の特許出願が急増

韓国特許庁 (2019. 10. 7)

高齢化社会を迎えるリハビリ特許技術

韓国は、65歳以上の高齢者人口の割合が2018年に14%を超え、本格的な高齢化社会に突入した(※)。そして、高齢者人口の約半数は退行変性疾患を含む、様々な身体的障害を有していることが明らかになり(※※)、筋力や神経および骨格の機能が急激に低下する高齢者人口向けの、リハビリ補助機器の必要性が増大すると予想される。

※出处：2018韓国の社会指標（統計庁）

※※出处：2017障害者実態調査結果（保健福祉部）

特許庁によると、最近5年間（2014年から2018年）のリハビリ補助機器の特許出願は686件で、その前の5年間（2009年から2013年）における出願件数の406件に比べ69%増加し、このうち高齢者人口を対象とするリハビリ補助機器は、64件（全体の16%）から151件（全体の22%）へと2倍以上急増した。

最近5年間の高齢者人口向けのリハビリ補助機器の特許出願（151件）を、出願人別に見ると、大学および国公立研究機関が46%（70件）、中小企業が23%（35件）、大企業が16%（24件）、個人が13%（20件）の順であった。

技術分野別では、上肢および下肢の反復訓練による筋力強化関連の出願が51%（77件）、認知機能や歩く時の均衡感覚といった神経機能関連の出願が32%（49件）、頸椎や腰椎といった骨格の弛緩に関連する出願が11%（17件）の順である。

高齢者人口の代表的疾病である脳卒中関連の最新特許技術では、上肢や下肢に片麻痺が発生した場合に、患者が麻痺されていない健側にグローブを着用し関節を動かすと、三次元のセンサーでグローブの位置および運動の軌跡を測定し、麻痺された患側を対称運動させる着用型リハビリ機器が代表的である。

また、歩行能力を低下させるパーキンソン病患者向けには、患者がヘッドマウント型の歩行補助装置を着用すると、障害物を含む周りの環境が拡張現実として目の前に現れ、レーザーで歩くための次の足の位置を視覚的に案内する歩行補助装置をはじめ、下肢に着用する型や、搭乗して歩行機能を補助するロボット型機器も多数開発されている。

認知症関連のリハビリ補助機器は、予防を目的に単純な課題を提示しこれを測定する方法が大半だが、複数の光源が順次的に出力されるボードに棒を差し込む時間、正確さ、パターン記憶力などを評価する特許技術が開発されている。

特許庁住居生活審査課長は「韓国は今後5～6年以内に、高齢者人口の割合が20%に上ると予想されており、高齢者人口により特化した形態のリハビリ補助機器の開発が必要である」としつつ、「ヘルスケアへの投資と関心が増え、該当産業の市場需要が急増している状況下で、リハビリ補助機器関連の韓国企業が急いで技術競争力を備えることを期待する」と伝えた。

5-3 家畜伝染病の対応に向けた診断技術に関する特許出願が増加

韓国特許庁 (2019. 10. 14)

9月17日、韓国で初めてアフリカ豚コレラ (ASF) (※) が発生し、家畜伝染病に対する国民の関心と懸念が高まっている。特に、アフリカ豚コレラは治療薬やワクチンの開発がいまだに進められておらず、拡散を防ぐために防疫と迅速な診断が求められる状況である。

※アフリカ豚コレラ (African Swine Fever, ASF) は、ウイルス性出血性豚伝染病のことで、人や他の動物は感染せず豚系 (Swine) の動物にだけ感染するが、その致死率が100%に至る。現在は治療薬やワクチンがなく、家畜伝染病予防法上の第一種に指定し管理している。(農林畜産検疫本部)

特許庁によると、主要家畜伝染病 (※) の診断技術に関する特許出願の件数が、2000年の6件から2018年には24件と、着実に増加していることが明らかになった。

※家畜伝染病予防法上の第一種として指定された15法定伝染病の中、韓国内で発生した口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど3種類の家畜伝染病を対象とする。

特に、全体の特許出願の中、家畜伝染病の発病可否を速やかに診断するための技術に関

する出願件数が増えている。これは家畜伝染病の対応において、疑似患者の発病可否を速やかに診断することは最も重要であり、これに対する研究開発の拡大に起因しているものと判断される。

家畜伝染病を診断する技術は大きく(1)症状検査や解剖などの臨床病理学的な診断、(2)体液に含まれている抗原や抗体を検出する免疫化学的な診断、(3)体液や組織に含まれているウイルスや抗原のDNAを分析する分子診断などに分けられる。この中、免疫化学的診断は抗原-抗体キットを利用しており、比較的簡単であるが正確度が低い反面、分子診断はDNA分析を利用しており、正確度は高いが検査が複雑であるため、正確な診断が必要な場合には、二つの方法をとともに使っている。そのため、技術別出願では免疫化学的および分子診断技術が(※)、全体出願件数の90.3%程度と、相当な部分を占めている。

※家畜伝染病診断に関する出願の中、特許分類(CPC)のG01N以下は「免疫化学的診断」、C12N、C12Q以下は「分子診断」として分類。

家畜伝染病の診断に関する出願を伝染病の種類別にみると、過去10年を5年単位にして、2009年から2013年には、鳥インフルエンザ診断に関する出願の割合が最も高い一方、2014年から2018年には、豚コレラに関する出願の割合がさらに高いことが分かる。2006年から2011年までは鳥インフルエンザが主に発生していて、最近では豚コレラがアジア諸国で広がっており、特に、ワクチンや治療薬がなく、疑似患者の迅速な診断が必要だということが、出願の割合が増加した主な原因とみられる。

最近10年間の出願人では、内国人による出願の割合が60%ほどで、全体平均の77.9%(※)より低い技術分野であることが分かった。内国人を出願人別にみると、政府機関(47%)、学研(36%)、企業(17%)の順であり、検疫部署といった現場の必要性により、研究開発が進められていることが分かる。一方、内国人による出願の中で海外でも出願されたのは3.7%程度だけで、グローバル知財権の確保に対する努力が不足していることが明らかになっているが、その理由は、技術事業化に繋がられていない初期研究段階の出願が多いためとみられる。

※2018年の全体の特許出願件数21万6,224件の中、内国人の出願は77.9%、外国人の出願は22.1%である。

特許庁計測分析審査チーム長は「アフリカ豚コレラなどの家畜伝染病は、迅速な診断を通じて拡散を防ぐことが、ワクチンが開発されていない現在の最善の方法である」としつつ、「韓国の家畜伝染病の現場診断分野の技術は初期成長段階であり、重要技術の確保

を通じて韓国内外の知財権を先取りし、製品の商用化に向けて政府と業界が努力しなければならない」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム